

資料提供
令和8年7月10日
課名：食品生活衛生課
担当者：大原
内線：3102
直通電話：082-513-3104

食中毒の発生について（三原市）

1 概要

令和8年7月6日（月）10時頃、三原市在住の住民から東部保健所に「7月2日（木）に三原市内の飲食店を利用したが、同じグループの複数名が下痢・嘔吐等の症状を呈している。」旨の報告があった。

調査の結果、7月2日と3日に当該施設を利用した5グループ31名のうち、2グループ23名中20名が下痢、嘔吐等の症状を呈していることが判明した。

有症者の共通食は当該施設での食事に限られていること、有症者検便よりカンピロバクター・ジェジュニが検出されたこと及び診察した医師から食中毒患者届が提出されたことから、同保健所は当該施設が提供した食事を原因とする食中毒と判断し、本日17時に当該施設に対する営業禁止処分を行った。

なお、当該施設は7月6日（月）から、原因となった施設の使用を自粛している。

2 発生日時 令和8年7月3日（金）13時（最初の患者の発症日時）

3 有症者数等 20名（男20名、女0名）（20歳代～60歳代）
うち入院者1名（快方に向かっている。）

4 主症状 下痢、腹痛、発熱、嘔吐

5 原因施設

- (1) 名称 居酒屋 わだち屋（いざかや わだちや）
- (2) 営業者 渡辺 大起（わたなべ だいき）
- (3) 業種 飲食店営業
- (4) 所在地 三原市港町一丁目4-15

6 原因食品 令和8年7月2日（木）夜及び7月3日（金）夜に当該施設で提供された食事

7 病因物質 カンピロバクター・ジェジュニ

8 東部保健所の対応

- (1) 有症者等の喫食状況及び健康状況調査
- (2) 当該施設の立入調査
- (3) 営業の自粛要請（7月6日（月）19時30分）
- (4) 検体（有症者便、調理従事者便、施設の拭取り）の採取及び検査
- (5) 営業禁止処分（7月10日（金）17時）

《 報道機関へのお願い 》

食中毒予防のため、手洗いの徹底、食品の十分な加熱と適切な保存、調理器具類の殺菌消毒について、県民への啓発をお願いします。